

○租税特別措置法第三十七条第一項の表第四号及び第六十五条の七第一項の表第四号の規定の適用を受ける船舶

[平成二十九年三月三十一日号外国土交通省告示第三百三号]

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十五条第十三項各号及び第三十九条の七第七項各号の規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十七条第一項の表第四号及び第六十五条の七第一項の表第四号の規定の適用を受ける船舶を次のように指定し、平成二十九年四月一日から適用する。

次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める船舶

- 一 海洋運輸業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間において船舶により人又は物の運送をする事業をいう。） 別表一に掲げる船舶
- 二 沿海運輸業（本邦の各港間において船舶により人又は物の運送をする事業をいう。） 別表二に掲げる船舶
- 三 建設業又はひき船業 別表三に掲げる船舶

別表一 外航船舶

番号	船舶
1	その建造の後事業の用に供されたことのない船舶のトン数の測度に関する法律（昭和三十五年法律第四十号）第四条第一項に規定する国際総トン数が一万トン以上の船舶のうち、令和五年四月一日以後に建造契約を締結し建造がされたもの又は同日以後に建造（建造契約のないものに限る。）をするもの（以下「特定船舶」という。）で、租税特別措置法第十一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用を受ける船舶を指定する告示（平成二十七年国土交通省告示第四百七十三号）別表一に掲げる船舶に該当するもの
2	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和三十五年法律第百三十六号。以下「海防法」という。）第十九条の二十六第一項に規定する国土交通大臣の確認を受けなければならない船舶（3の項第一号から第十三号までに掲げる用途及び大きさの船舶のうち、令和五年四月一日以後に建造契約を締結し建造がされたもの又は同日以後に取得（建造契約のない建造を含むものとし、同日前に建造契約を締結し建造がされた船舶でその建造の後事業の用に供されたことのないものの取得を除く。）をするものに限る。）以外の船舶（特定船舶を除く。）で、第一号から第十九号までに掲げる装置、機器及び船型（第二十号から第二十五号までに規定する船舶にあっては、それぞれ第二十号から第二十五号までに掲げる

機器及び装置並びに第一号から第十九号までに掲げる装置、機器及び船型)の全てを有している船舶

一 主機関又は推進装置(次のいずれかに該当するものに限る。)

イ 窒素酸化物放出量削減型主機関(原動機(窒素酸化物の放出量を低減させるための装置が備え付けられている場合にあつては、当該装置を含む。以下同じ。))が次のいずれかに該当するものに限る。)

(1) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令(昭和四十六年政令第二百一号。以下「海防法施行令」という。)第十一条の七の表第一号中欄イからへまで及び第二号中欄イからハまでに掲げる原動機(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成二十七年政令第二百九十五号。以下「平成二十七年改正令」という。)附則第二項各号に掲げるもの及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成二十二年政令第三百三十九号。以下「平成二十二年改正令」という。)附則第六条各号に掲げるものを除く。)であつて、一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が次に掲げるその使用する放出海域の区分に応じそれぞれ次に定める値以下となるもの(次に掲げる放出海域のいずれにおいても使用するものにあつては、(i)に掲げる放出海域で使用する場合には(i)に定める値以下となり、かつ、(ii)に掲げる放出海域で使用する場合には(ii)に定める値以下となるもの)

(i) 海防法施行令第十一条の七の表第一号上欄に掲げる放出海域
同号中欄に掲げる原動機の種類、能力及び用途の区分に応じそれぞれ
同号下欄に掲げる窒素酸化物の放出量に係る放出基準の値に二十分の
十九・五を乗じて算出された値

(ii) 海防法施行令第十一条の七の表第二号上欄に掲げる放出海域
同号中欄に掲げる原動機の種類、能力及び用途の区分に応じそれぞれ
同号下欄に掲げる窒素酸化物の放出量に係る放出基準の値に八十分の
七十八を乗じて算出された値

(2) 平成二十七年改正令附則第二項各号に掲げる原動機(平成二十二年改正令附則第六条各号に掲げるものを除く。)のうち平成二十七年改正令による改正前の海防法施行令第十一条の七の表第一号から第三号まで

の上欄に掲げるものであって、一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が同欄に掲げる原動機の種類、能力及び用途の区分に応じそれぞれ同表第一号から第三号までの下欄に掲げる窒素酸化物の放出量に係る放出基準の値に八十分の七十八を乗じて算出された値以下となるもの

(3) 平成二十二年改正令附則第六条各号に掲げる原動機のうち平成二十二年改正令による改正前の海防法施行令第十一条の七の表第一号から第三号までの上欄に掲げるものであって、一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が同欄に掲げる原動機の種類及び能力の区分に応じそれぞれ同表第一号から第三号までの下欄に掲げる窒素酸化物の放出量に係る放出基準の値に七十分の六十七を乗じて算出された値以下となるもの

ロ 電子制御型ディーゼル主機関

ハ 電気推進装置

二 船橋に設置された主機関の遠隔操縦装置並びに主機関の関連諸装置の作動状況の集中監視及び異常警報装置

三 主機関過回転防止装置及び潤滑油圧力低下に対する保護装置

四 主機関の燃料油（加熱を要するものに限る。）、潤滑油及び冷却水並びに発電用機関の潤滑油及び冷却水の自動温度制御装置

五 燃料タンク（次のいずれかに該当するものに限る。）

イ 船底外板及び船側外板をその構造に含まないもの

ロ オーバーフロー・ラインを有するもの

六 機関室内ビルジの高位警報装置

七 衛星航法装置

八 自動操舵(だ)装置

九 発電用機関（次のいずれかに該当するものに限る。）

イ 燃料油（加熱を要するものに限る。）の自動温度制御装置付発電機関

ロ A重油専用発電機関

ハ ターボ・ジェネレーター

ニ 風力発電機関

ホ 排気ガス浄化装置付発電機関

十 燃料タンクの遠隔液面監視装置及び高位警報装置

<p>十一 主機関の運転状態の自動記録装置</p> <p>十二 ビルジ処理装置（油水分離機能及び油の焼却機能を有するものに限る。） 又は廃油焚(たき)ボイラー</p> <p>十三 汚水処理装置（微生物による処理及び塩素又は紫外線による消毒を行うものに限る。）</p> <p>十四 海事衛星通信装置</p> <p>十五 自動衝突予防援助装置</p> <p>十六 造水機（主機関で生じた廃熱を利用するものに限る。）</p> <p>十七 給湯機（主機関で生じた廃熱を利用するものに限る。）</p> <p>十八 推進関係機器（次のいずれかに該当するものに限る。） 、エア・シール型船尾管軸封装置又は風圧抵抗軽減型船首</p> <p>イ 推進効率改良型プロペラ（プロペラ・ボス取付翼、ハイスキュー・プロペラ、可変ピッチ・プロペラ又は二重反転プロペラに限る。）</p> <p>ロ 推進効率改良型舵(かじ)（整流板付舵(かじ)、フラップ付舵(かじ)又はシリング舵(かじ)に限る。）</p> <p>ハ 船尾装着フィン</p> <p>十九 船首方位制御装置</p> <p>二十 ボイラーを有する船舶にあつては、A重油専用ボイラー、自動制御型ボイラー又はコンビジット・ボイラー</p> <p>二十一 荷役用のサイド・ポート、ランプ・ウェイ又は暴露甲板の鋼製ハッチ・カバー（ポンツーン型のを除く。）を有する船舶にあつては、その動力駆動装置</p> <p>二十二 コンテナ船、重量物運搬船（制限荷重が百トン以上の揚貨装置を有する船舶をいう。）又は油タンク船（永久バラスト・タンクを有するものを除く。）にあつては、バラスト・タンクの遠隔制御装置</p> <p>二十三 燃料油タンクの船外からの注油管の弁の数が五以上の船舶（当該弁の集中配置場所が二以下のものを除く。）にあつては、当該弁の遠隔制御装置</p> <p>二十四 ばら積みの液体貨物を輸送する船舶にあつては、当該液体貨物の荷役装置の遠隔制御装置</p> <p>二十五 平成二十七年一月一日以後に建造契約を締結し建造がされた船舶又は同日以後に取得（建造契約のない建造を含むものとし、同日前に建造契約を</p>

	<p>締結し建造がされた船舶でその建造の後事業の用に供されたことのないものの取得を除く。以下この号において同じ。) をする船舶にあつては、二千四年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約に適合するものとして当該条約の締約国（締約国となることを予定する国を含む。）が承認（当該条約の発効前の承認を含む。）をしたバラスト水処理装置（同日以後に取得をする船舶でその取得の時に当該装置を有していないものその取得の日から当該船舶を事業の用に供する日までの間に当該船舶に設置する当該装置を含む。）</p>
3	<p>海防法第十九条の二十六第一項に規定する国土交通大臣の確認を受けなければならない船舶（次に掲げる用途及び大きさの船舶のうち、令和五年四月一日以後に建造契約を締結し建造がされたもの又は同日以後に取得（建造契約のない建造を含むものとし、同日前に建造契約を締結し建造がされた船舶でその建造の後事業の用に供されたことのないものの取得を除く。）をするものに限るものとし、特定船舶を除く。）で、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令（昭和五十八年運輸省令第三十八号）第四十七条第一項第七号に規定する航行時二酸化炭素放出抑制指標（以下「航行時二酸化炭素放出抑制指標」という。）の値が次の各号に掲げる船舶の区分に応じ当該各号に定める航行時二酸化炭素放出抑制指標の値以下であり、かつ、2の項第一号から第八号まで及び第十号から第十五号までに掲げる装置及び機器の全てを有している船舶（同項第二十一号から第二十五号までに規定する船舶にあつては、それぞれこれらの号に掲げる装置を有しているものに限る。）</p> <p>一 二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標等に関する基準を定める省令（平成二十四年国土交通省／環境省令第三号。以下「指標基準省令」という。）第一条第一項に規定するロールオン・ロールオフ旅客船（次に掲げるものに限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値</p> <p>イ 載貨重量トン数（以下「Dw」という。）が千トン以上のもの</p> $839.4087Dw^{-0.381}$ <p>ロ Dwが二百五十トン以上千トン未満のもの</p> $902.59Dw^{-0.381} (0.98 - 0.05 (Dw - 250) / 750)$ <p>二 指標基準省令第一条第二項に規定するクルーズ旅客船（次に掲げるもので、</p>

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）第一条の二十三第二項各号に規定する推進機関（以下「推進機関」という。）を有するものに限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

イ 総トン数（以下この表において「G t」という。）が八万五千トン以上のもの $116.1712G t^{-0.214}$

ロ G tが二万五千トン以上八万五千トン未満のもの $170.84G t^{-0.214} (0.98-0.3 (G t-25,000) / 60,000)$

三 指標基準省令第一条第三項に規定するタンカー等（以下「タンカー等」という。）（次に掲げるものに限るものとし、次号に掲げるものを除く。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

イ D wが二十万トン以上のもの $1,011.604D w^{-0.488}$

ロ D wが二万トン以上二十万トン未満のもの $950.664D w^{-0.488}$

ハ D wが四千トン以上二万トン未満のもの $1,218.8D w^{-0.488} (0.98-0.2 (D w-4,000) / 16,000)$

四 タンカー等（次に掲げるもので、その貨物倉の一部分がばら積みの固体貨物の輸送のための構造を有するものに限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

イ D wが二万トン以上のもの $950.82D w^{-0.488}$

ロ D wが四千トン以上二万トン未満のもの $1,219D w^{-0.488} (0.98-0.2 (D w-4,000) / 16,000)$

五 指標基準省令第一条第四項に規定する液化ガスばら積船（次に掲げるものに限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

イ D wが一万五千トン以上のもの $761.6D w^{-0.456}$

ロ D wが一万トン以上一万五千トン未満のもの $873.6D w^{-0.456}$

ハ D wが二千トン以上一万トン未満のもの $1,120D w^{-0.456} (0.98-0.2 (D w-2,000) / 8,000)$

六 指標基準省令第一条第五項に規定する液化天然ガス運搬船（D wが一万トン以上のもので、推進機関を有するものに限る。） $1,532.516D w^{-0.474}$

七 指標基準省令第一条第七項に規定するばら積貨物船（次に掲げるものに限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

イ D_w が二十万トン以上のもの $798.2857D_w^{-0.477}$

ロ D_w が二万トン以上二十万トン未満のもの $750.1962D_w^{-0.477}$

ハ D_w が一万トン以上二万トン未満のもの

$961.79D_w^{-0.477} (0.98 - 0.2 (D_w - 10,000) / 10,000)$

八 指標基準省令第一条第八項に規定するコンテナ船（次に掲げるものに限る。）

次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

イ D_w が二十万トン以上のもの $83.6256D_w^{-0.201}$

ロ D_w が十二万トン以上二十万トン未満のもの $92.3366D_w^{-0.201}$

ハ D_w が八万トン以上十二万トン未満のもの $109.7586D_w^{-0.201}$

ニ D_w が四万トン以上八万トン未満のもの $118.4696D_w^{-0.201}$

ホ D_w が一万五千トン以上四万トン未満のもの $135.8916D_w^{-0.201}$

へ D_w が一万トン以上一万五千トン未満のもの

$174.22D_w^{-0.201} (0.98 - 0.2 (D_w - 10,000) / 5,000)$

九 指標基準省令第一条第九項に規定する冷凍運搬船（次に掲げるものに限る。）

次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

イ D_w が五千トン以上のもの $188.4183D_w^{-0.244}$

ロ D_w が三千トン以上五千トン未満のもの

$227.01D_w^{-0.244} (0.98 - 0.15 (D_w - 3,000) / 2,000)$

十 指標基準省令第一条第十項に規定するロールオン・ロールオフ貨物船（次に掲げるものに限るものとし、同条第十一項に規定する自動車運搬船（以下「自動車運搬船」という。）に該当するものを除く。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

イ D_w が二千トン以上のもの $1,568.1381D_w^{-0.498}$

ロ D_w が千トン以上二千トン未満のもの

$1,686.17^{-0.498} (0.98 - 0.05 (D_w - 1,000) / 1,000)$

十一 自動車運搬船（ D_w が一万トン以上のもので、 D_w を G_t で除した値が〇・三未満であるものに限る。） $647.6988D_w^{-0.471} (D_w / G_t)^{-0.7}$

十二 自動車運搬船（ D_w が一万トン以上のものに限るものとし、前号に掲げるものを除く。） $1,504.4829D_w^{-0.471}$

十三 指標基準省令第一条第十二項に規定する一般貨物船（次に掲げるものに限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

	イ D_w が一万五千トン以上のもの $73.0864D_w^{-0.216}$ ロ D_w が三千トン以上一万五千トン未満のもの $107.48D_w^{-0.216} (0.98-0.3 (D_w-3,000) / 12,000)$
--	--